

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 昭和町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.34%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.82%
全職員	71.42%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	98.72%
係長相当職	94.25%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.58%
31～35年	89.22%
26～30年	81.81%
21～25年	98.49%
16～20年	97.27%
11～15年	87.28%
6～10年	96.01%
1～5年	97.25%

【説明欄】

全職員に係る情報のうち、全職員における差異については、任期の定めのない常勤職員以外の女性職員（48.10%）に短時間勤務職員が多いことによる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。